

令和８年度公契約条例 工事請負の下限額の検討に向けた資料提出と補足意見

工事請負に関わる情勢・資料に基づき、工事請負に関する労務報酬下限額は下記の３点の設定をすべきとの意見である。

- ①熟練工の下限額は、改正担い手３法で示された標準労務費のダンピング調査の対象となる８０％を下回らず『品質および人材確保』のため各職種の公共工事設計労務単価の９０％以上とすべきである
- ②熟練工以外の下限額は、事務負担軽減のため当面の間は全職種で一律とし、公共工事設計労務単価の普通作業員の７０％となる、時給 2,363 円(日額 18,900・年収 442 万円)とすべきである
なお、この間の考え方である、公共工事設計労務単価の軽作業員の９０％の７０％では労務費ダンピングに抵触する可能性がある。
激変緩和措置として、熟練工以外を軽作業員とする場合でも、公共工事設計労務単価の９０％となる時給 2,104 円(日額 16,830 円・年収 394 万円)、つまり軽作業員と同額とすべきである
- ③工事の品質確保の観点から熟練工と熟練工以外の割合は２割または３割未満に規整すべきである

また、今後の検討課題として以下の意見も申し添える

- 一、現在は建設技能者のレベル別賃金が公共工事設計労務単価を基準とされていることから、下限額の基準も公共工事設計労務単価としている。今後のレベル別賃金の普及・検討状況に合わせて、ＣＣＵＳレベル別賃金を勘案基準とした下限額設定や一律または熟練・熟練以外の２段階ではなく、レベルごとに４段階の下限額設定についても検討すべきである
- 一、労務報酬下限額の適正な支払いを担保するためには、適正な工期の設定や標準労務費を勘案した積算など、入札制度の確認と改善が不可欠である

なお、上記意見に関する、請負に関わる情勢・資料及び熟練労働者の下限額の考え方への補足意見は下記および別紙資料の通り。

はじめに

公契約条例において下限額を設定している意味は、ダンピングにより技能の乏しい労働者を大量に雇用したり、職務に不相応な低賃金労働を公契約の中で発生させないことにあると考える。これにより、公共サービスの質の確保に影響が出ないように下支えをするためのものと考ええる。その上で、下限額設定には一定の算出根拠が必要と考えるが、周辺自治体の水準といった単純な数値比較のみで決定すべきではないこと、あくまでも下限額は最低額であり、下限額引き上げは賃上げを進めるためではないことについても、労働側としても十分に理解するところである。

しかし、昨今の人手不足状況などから、時々的情勢に合わせた政策的な引き上げは必要であり、近隣自治体の動向も考慮されるべきである。そうでなければ、人材が他自治体に流出し、公契約条例の目的である公共サービスの質の確保が実現できない。加えて、持続可能な公共サービスとするためには、熟練した労働者のみならず、後継者を育成しなければならない。このため、労務報酬は技能レベルや職務に見合った職種別、熟練度別とすべきである。そして、そこに条例の目的を達成するために一般よりも高い水準での下限額設定も必要と考える。

工事請負に関わる情勢・資料と熟練労働者の下限額の考え方への補足意見

工事請負に関わる情勢として、国交省は担い手3法の改正で様々なルール(別紙資料1)を策定した。とりわけ、建設労働者に賃金については、公共工事設計労務単価(以下、設計労務単価)の調査結果をもとにした『職種ごとのレベル別賃金目安』(別紙資料2)が示された。このレベル別賃金は設計労務単価をもとに国交省が定め、熟練度別に目安を定めている。さらに、レベルごとに幅をもたせ、適正な賃金となる『目標値』と労務費ダンピングの恐れがないか重点的に確認する対象となる『基準値』の2つが設定されている。

このため、公契約条例における建設労働者の下限額の検討においても、標準労務費の考え方をもとにした勘案基準を検討すべきと考える。

その上で、標準労務費ではレベル2とレベル3の賃金目安の中間が、設計労務単価の金額と概ね同等となっている。レベル2は建設業に必要な一定の経験と技術資格を保有する者であり、レベル2のダンピング調査の対象となる基準額は設計労務単価の78%程度、レベル2の中間が91%程度となっている。

※なお、レベル3は一人で作業を完結でき、経験と高度な技術資格を持つ者と言える。

このことから、工事請負における熟練労働者の労務報酬下限額は、ダンピング調査の対象となる78%を下回る金額を設定すべきではないこと、公契約条例の最大の目的である『品質および人材確保』のため一般水準よりも高く設定すべきと考える。各職種の設計労務単価の90%以上とすべきである。

※設計労務単価の全国平均は25,834円で、CCUSレベル別賃金の算定は1年を234日としており、年収は605万円となる。東京都全職種のレベル2標準値は470万円、中間は553万円。

熟練労働者“以外”（見習い・手元）の下限額の考え方への補足意見

技能レベルや職務に見合った職別、熟練度別の下限額設定が必要と考えるが、現状では熟練工以外の下限額に根拠がないことは非常に問題であると考えます。また、標準労務費がCCUSレベル別に設定されたことから、本来であればCCUSレベル別4段階の下限額の設定が必要と考える。その上で、熟練工以外は手元・見習いの観点もあり、各職種の対象から除外する考え方もあるが、あくまでも危険作業や過酷な環境下での役務を提供する建設技能者であることには留意が必要と考える。

このため、熟練工以外は4段階のうち、各職種の入り口賃金となるレベル1に相当する額とすべきであり、レベル1の全職種全国の平均が設計労務単価の全国平均の71%であることや前述の観点などから、熟練工以外の下限額は各職種の71%とすべきと考える。

しかし、CCUSの普及が東京都でも全建設従事者の半数を超えたところであること、事務負担の増加などが見込まれることから、現時点で職種ごとのレベル別下限額設定は難しい。このため、当面は少なくとも熟練工と熟練工以外の2つの下限額の設定を行う必要があると考える。

その上で、標準労務費の策定では各職種に当てはまらない労働者については『普通作業員』とされているとのことで、標準労務費に『軽作業員』はない。熟練工以外を各職種のレベル1としない場合は『普通作業員』を基準にすべきと考える。このため、当面の間は、熟練工以外の下限額を一律とし、⑦東京都の全職種レベル1の標準値を上回り④レベル1の全職種全国の平均が設計労務単価の全国平均の71%に相当し⑦東京都の普通作業員の標準値とほぼ同額の年収442万円となる、【普通作業員の70%※①】とすべきである。

なお、これまでの勘案基準では設計労務単価の『軽作業員』を勘案基準としているが、軽作業員は設計労務単価（東京都）でも年収で438万円※②であり、他自治体で採用されている軽作業員の70%では306万円※③となる。これでは、関東ブロック全職種平均のレベル1標準額である391万円から85万円ほど低くなる。

さらに、現状の勘案基準の一つとされている軽作業員90%の70%では276万円※④と関東ブロック全職種平均のレベル1標準額から年収で115万円低くなり、著しく低い労務費とみなされる可能性が非常に高い。

その上で、当面の間は激変緩和措置を講ずる必要があることは理解している。したがって、設計労務単価の軽作業員を勘案基準とする場合であっても、少なくとも軽作業員そのもの（設計労務単価の90%）を熟練工以外の下限額とすべきである。

※① $27,000 \text{ 円} \times 70\% = 18,900 \text{ 円} \times 234 \text{ 日} = 442 \text{ 万円}$ 、② $18,700 \text{ 円} \times 234 \text{ 日} = 438 \text{ 万円}$

③ $18,700 \text{ 円} \times 70\% = 13,090 \text{ 円} \times 234 \text{ 日} = 306 \text{ 万円}$ 、

④ $18,700 \text{ 円} \times 90\% \times 70\% = 11,781 \text{ 円} \times 234 \text{ 日} = 276 \text{ 万円}$

熟練労働者と熟練労働者“以外”（見習い・手元）の割合

最後に、普通作業員や軽作業員のための作業、またはその割合が高ければ品質の確保

はできない。熟練工以外の下限額を普通作業員とするか、軽作業員とするのかでその比率は変わるが、いずれにせよ現場実態に合わせて熟練工以外の労働者の割合規整を定める必要がある。

以上